

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

被相続人名義の口座等からの資金移動 — 預け金返還請求権の存否 —



依田 孝子〔大森〕

はじめに

家族間では、父親名義の預貯金口座から、妻子名義の預貯金口座へ資金を振り替えることもあります。振替資金やその運用から生じた化体財産の贈与があったと認められる場合は、相続開始前3年以内の贈与を除き、父親の相続財産を構成することはありません。しかし、相続開始前に、相続人が被相続人名義の預貯金口座から、かつてに現金を引き出し、振り替えたような場合は、預け金返還請求権などとして相続財産を構成することになります。

今回は、贈与であると認められた裁判と返還請求権が相続財産になるとされた判決をご紹介します。

I 資金運用とその化体財産の贈与

平30. 8. 22公表裁判決
(全部取消し) J112- 4 -06

<事案の概要>

被相続人(平成26年12月相続開始)は、昭和62年6月から平成4年7月までに長男(請求人D)の預金口座(本件預金口座)に、約5,000万円を入金し、また、請求人D名義で昭和62年6月までにS社株式を約500万円で購入しました。

この事案は、請求人らが、原処分庁から、上記の入金資金及び購入資金(本件資金)に相当する預け金返還請求権(5,500万円)が相続財産であるなどとして、相続税の更正処分等を受けたことから争われたものです。

<審判所の判断>

審判所では、次のとおり、本件資金は、その化体財産が過去に被相続人から請求人Dに贈与により移転しているとして、相続財産に当たらないと判断し、更正処分等を取り消しました。

① 資産の帰属を認定するに当たっては、資産の取得の原資を出捐したのは

誰か、その資産の取得を意思決定し、実際に手続を行ったのは誰であるか、その管理運用を行っていたのは誰であるか等や、その名義と実際に管理運用している者との関係を総合考慮して判断するのが相当である。

② 平成18年に請求人Dがe市勤務となり被相続人の自宅の隣に建築した自宅に居住し、本件預金口座の預金通帳及び届出印をその自宅で自ら管理するようになるまでの間は、本件資金について、被相続人が管理運用していたものと認めるのが相当である。

③ 本件資金の管理運用は被相続人が行っていたほか、本件預金口座及びS社株式の名義は被相続人の長男である請求人Dであること、本件資金は約5,500万円と多額であること、被相続人は多額の財産を有していたこと、被相続人以外の第三者(請求人Dを含む)が本件資金の形成に関与したことをうかがわせる事情は認められないことなどからすると、本件資金の原資は被相続人に帰属する財産であったとみるのが自然である。

④ 本件資金の運用から生じた化体財産は、化体財産が生じた時点では、被相続人に帰属していたものと認められるが、その後、化体財産は相続開始日現在において請求人Dに帰属している。

⑤ そして、被相続人が平成17年に請求人Dに対して自宅の建築資金として700万円を贈与していること、請求人Dが自宅を建築する際、化体財産の一部である貯金がその建築資金に充てられていること、請求人Dが自宅に居住するようになった平成18年以降、本件預金口座の預金通帳及び届出印を請求人Dが自身で管理するようになったこと、請求人Dの資産管理会社の配当金に係る所得税等の申告状況などを総合的に考慮すれば、化体財産の帰属は、平成18年頃に、贈与により請求人Dに移転したものとみるのが相当である。

⑥ 平成18年頃に化体財産は被相続人から請求人Dに贈与されていたことが

らすれば、そもそも本件資金相当額の預け金返還請求権は、存在はおろか発生していたとすらいえない。

II 相続開始前の現金の引出し

平30. 1. 19東京地裁判決
(却下、棄却) Z888-2189
平成30. 7. 11東京高裁判決(棄却)(上告・上告受理申立て) Z888-2223

<事案の概要>

甲(原告、控訴人)は、荻窪税務署長から、相続開始前に被相続人であるA名義の各預貯金口座から引き出した現金のうち甲名義の預金口座に入金した金員(本件返還請求権)及びその現金のうち相続開始時点で自宅で保管されていた現金(本件現金)はAの相続財産であるとして、更正処分及び重加算税等の賦課決定処分を受けました。

これに対して、甲は、相続開始時点で存在していたA名義の預貯金等は、甲の父であり、Aの配偶者である亡B(平成19年死亡)の未分割の相続財産であるとして、更正処分等の取消しを求めて、本訴に及びました。

<裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり判断し、甲の主張を退けました。

1. 本件返還請求権等の帰属

① 認定事実によれば、各預貯金口座はいずれもA名義である上、うち2口座には、一次相続によりAが取得した財産のほか、A固有の財産である同人の恩給や年金が入金され、各預貯金口座には、一次相続以降、A名義の国債の償還、小切手の発行等に係る入出金等があり、Aは、入退院を繰り返すようになるまで、A名義の各預貯金口座の通帳及びキャッシュカードを自ら管理し、かつ、その保管場所は亡B名義の通帳とは区分されていた。

② これらの事実を総合すれば、相続の開始時点における各預貯金口座の預金者ないし貯金者は、Aであると認め

るのが相当であり、これらの口座に係る預貯金はAに帰属すると認められる。

③ したがって、Aは、相続開始時点で、甲に対し、甲がこれらの口座から出金して甲名義の預金口座に入金した1,070万円の不当利得に基づく返還請求権を有していたことが認められ、また、甲がこれらの口座から出金して自宅の金庫内で保管していた3,810万円の現金はAに帰属していたと認められ、いずれもAの相続財産となる。

2. 重加算税の「隠蔽」の存否

① 甲は、Aの相続税申告に当たってはA名義の預貯金を相続財産として申告をする必要があることを認識しながら、相続税課税の対象となるのは相続開始時のA名義の預貯金であって、それ以前にA名義の預貯金から現金を引き出してしまえば相続税を軽減できるという単純な考えから、相続開始前に、これらの口座から預貯金残高の大半を占める現金を引き出し、うち1,070万円を甲名義の預金口座に入金し、うち3,810万円を現金のまま自宅の金庫内で保管して、外形的に本件現金及び本件返還請求権がAに帰属する財産であることが判明しにくい状態を作出したのである。

② これらの一連の行為は、故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の一部を隠す行為であるというべきであり、したがって、国税通則法68条《重加算税》1項所定の「隠蔽」に該当する行為であると認められる。

③ したがって、重加算税の賦課決定処分に、国税通則法68条1項が規定する賦課要件を欠く違法はない。

おわりに

TAINSで、上記の裁判決・判決を検索する場合の「検索ワード」は、「返還請求権」「資産の帰属」です。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03(5496)1195



複数税率で複雑化する
消費税改正の対策は
お済みですか?

しっかりと
対応しましょう!

2019年
10月から

消費税が
10%に



MJSイメージキャラクター
菊川 伶

消費税のことなら
税務に強い
MJS!
ミロク情報サービス

会計事務所向けERPシステム

ACELINK
NX-Pro

ACELINK NX-Pro 検索



MJSなら顧問先様の消費税改正対策も万全!

- 消費税の複数税率・軽減税率への対応
- 「軽減税率対策補助金」対象*
- 2019年5月の新元号にも対応

MJSLINK Plus Galileopt
ACELINK NX-CE

*[MJSLINK NX-Plus 販売大特] [Galileopt NX-Plus 販売大特] [ACELINK NX-CE 販売]は軽減税率対策補助金対象のソフトです。



財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部上場(証券コード:9928)

●記載の商品名は株式会社ミロク情報サービスの登録商標です。